

弁護団から支援者の皆様へ ～禰屋裁判の現状報告～

2020年4月17日
倉敷民商弾圧事件弁護団

支援者の皆様の日頃のご支援に感謝いたします。2020年4月開催予定の倉敷民商弾圧事件全国連絡会第5回総会が新型コロナ蔓延のため延期になり、弁護団から皆様へ直接現状を報告する機会が失われてしまいました。そのため、皆様へ出来るだけ具体的に現状を報告するのが本稿の目的です。なお、本稿は2019年11月の倉敷民商弾圧事件弁護団の千田卓司弁護士へのインタビューをもとに作成しています。

Q1 検察は、禰屋さんがI建設の脱税を助けたということで、禰屋さんを脱税幫助の罪で起訴していますが、そもそも検察は、禰屋さんのどんな行為を犯罪だと主張しているのでしょうか。禰屋さんの具体的な犯罪行為とは何なのでしょう？

A1 結論的には、検察官は現在も禰屋さんの具体的な行為を明らかにしていません。

前提として、I建設は主に個人の施主から注文住宅の建築を請け負い、あるいは、建売住宅を販売することを業とする会社です。

検察官のストーリーは、平成20年か平成21年頃I建設の社長の妻が、禰屋さんに「何とかならないかな」と相談し、その結果、①禰屋さんと一緒に売上を選別して売り上げを繰り延べたが、②架空原価計上と③期末商品棚卸高の過少計上については禰屋さんがした（つまり、妻は知らない。）というものであり、それが脱税の幫助（ほうじょ＝手助け）であるというものです。

しかし、禰屋さんは、I建設事務所のパソコンの会計ソフト（建設大臣）の貸借対照表が合わないという不具合があったので、そのソフトに入力されているものを奥さんに確認しながら、民商の会計ソフトに科目ごとに合計額を入力し、決算報告書（それをもとに税額が計算される）を作成しました。つまり、禰屋さんには自分が不正な会計処理をしている認識はありません。

そして、検察官の主張によると、妻が関わったのは、最初の脱税の相談をしたという部分と、①売り上げの繰り延べの選別をした部分しかありません。しかし、最初の脱税の相談について、妻は法廷で禰屋さんに「何とかならんかな」と言ったと供述しており、それが脱税の意図を含んでいたかについては供述が非常に曖昧です。この点は、差戻前一審判決も自認しています。また、妻は、売上の繰り延べの選別について、例えば、ある期の何棟かある施主さんについて、計上した人と繰り延べをした人をどういう基準で振り分けたのかなども供述できていません。

なお、検察官は、②架空原価計上と③期末商品棚卸高の過少計上については、妻自身は会計税務の知識がなく関係もしていないという主張ですので、どのような経緯で各事業年度の原価計上や期末商品棚卸高が決まったのかについては何も立証していません。

弁護団は禰屋さんが起訴された当初から、禰屋さんが何をしたか、あるいはどのように①売り上げの選別、②架空原価計上、③期末商品棚卸高が決まったのか、それに禰屋さん

がどうかかわったのかを具体的に明らかにせよと求めています。

しかし、検察官は、伝票に禰屋さんの筆跡が残っていることや禰屋さんが会計ソフトに入力したことを拠り所にして、それ以上の主張を明確にしていません。

注意を要するのは、誰が伝票を記載したのか、会計ソフトに入力したのかではなく、入力された数値は誰がどのように決定したもののなのかということです。この視点がなければ、どんな会計担当者であっても脱税幫助を問われることとなります。そして、誰がどのように数値を決定したかの主な証拠は妻の自白です。

ですが、I建設では社長の妻が数十年来会計を担当しており、禰屋さんは会計処理の補助をしていたにすぎません。妻が経費計上や棚卸高の計上について知識がないとか、関与していないということはありません。しかも、会計処理の補助をしているにすぎない人物が何の見返りを受けることもなく、違法行為を手助けすることもあります。検察官の主張が、いかにI建設の社長の妻の自白を拠り所にしたものかがわかると思います。査察調査当時、I建設社長の健康不安があったことなども考えると、妻の自白は信用できません。

Q2 期末商品の棚卸し高の調整というのはどういうもので、脱税とどういう関係があるのでしょうか。

A2 所得は、大雑把に言えば、売り上げから原価を控除し、棚卸高を加えて計算します。検察は、禰屋さんが、本来計上すべき金額よりも過少に期末商品棚卸高を計上したと主張しているのです。

検察はI建設の妻は会計の能力がない、禰屋さんのメモがあることなどから、これは禰屋さんがその金額を決めたのだと主張しています。当然ですが、妻は、法廷で検察官の主張に沿う供述をしました。

しかし、禰屋さんは、会計ソフトに入力する際に、妻から期末商品棚卸高はこれこれだという数字を聞いて、メモをしたり会計ソフトに入力したりしたにすぎません。繰り返しになりますが、重要なのは、会計処理をしたのが誰かではなくて、その内容を決定したのが誰かということなのです。数十年会計担当をしてきた妻が、会計の知識能力がないというのは明らかにおかしな話です。

Q3 差戻前の一審の話ですが、なぜ、江見裁判長は査察官報告書を鑑定書とするという違法なことをしてしまったのでしょうか

A3 裁判長の交代があって、江見裁判官が本件を担当したのは差戻前第1審の審理の後半段階でした。この時点では、検察官の有罪立証は既に終わっていました。

当初、検察官は査察官報告書を証拠として調べるように請求しましたが、弁護人がこれに不同意意見を述べたため、検察官は、木嶋査察官の証人尋問を請求し、実施済みでした。検察官は、禰屋さんの幫助の具体的な行為等を明らかにしないまま、今度は弁護側立証に移るよう強弁し、被告人質問を実施するころでした。

江見裁判長は、これまでの公判記録を読み返し、検察官の立証は不足しているのだと考えたようです。それはその通りなのです。木嶋査察官は、法廷で、査察官報告書を示されながら、その内容を説明したのですが、その査察官報告書自体を裁判官は見ることができない状況だったのです。ですから、何ページのこの数字はこういうものだと言明しても、

裁判官には何のことかさっぱりわからないのです。

そうだとすると、裁判所は公平中立な訴訟指揮をすべき立場にありますから、基本的には検察官自身が立証十分と考えているときに立証の不足を指摘すること自体問題があるといわざるをえません。にもかかわらず、江見裁判長は、検察官に対し、査察官報告書を「伝聞例外」(注1)として再度証拠請求したらどうかと具体的な代替立証の方法まで示唆したのです。

江見裁判長は、審理が進んだ段階で、検察官立証を一からやり直すには時間がかかるという訴訟不経済と、どう転んでも有罪だという先入観から、証拠調べを省略できる方法として、伝聞例外の鑑定書として証拠採用するということを考えたのだと思います。

(注1)「伝聞例外」とは？

刑事裁判は、その結果によっては、被告人の人生を大きく変えてしまう危険があるので、判決の根拠となる供述証拠(体験したことなどを言葉などで表現された証拠)は、厳密なものが要求されます。

それゆえ、検察が出した証拠なら、弁護側に、証拠として使ってよいものかどうか、信用してよいものかどうかの吟味のための尋問(反対尋問)をさせたいと証拠足りえないとされています(これを「伝聞法則」といいます)。なぜなら、たとえば「証言」について言うと、証人は体験したことを証言するのですが、人はある体験を①五感を通して知覚し、②これを記憶し、③裁判所に体験内容を口頭で表現して報告することになりますが、①の知覚の段階で、見間違いや聞き違い等の誤りが生じることもあるでしょうし、②の記憶には限界がありますし、時間の経過とともに、曖昧になり、場合によってはその後の体験により変化することもあり得ます。また、③の表現も、記憶の内容が純粋に客観的に表現されるとは限らないという問題があるからです。

それで、刑事訴訟法では、法廷外の他人の供述を内容とする証言や書面(これらを「伝聞証拠」といいます)は反対尋問ができないので(なぜなら、他人の供述を証言している人に他人の供述の内容が真実かどうかを聞いても答えられないし、書面には尋問ができないからです)、原則として裁判で証拠とすることはできないことになっています。

しかし、伝聞証拠ではあっても、特別に信用できる場合などには、例外的に証拠とすることができる場合が刑事訴訟法で決められています。そのことを「伝聞例外」と言います。

Q4 それでは、木嶋査察官の証人尋問の際に、査察官報告書が証人尋問調書に添付されていれば、問題はなかったということでしょうか。

A4 それはそれで大問題です。というのは、査察官報告書には、査察官が調査した結果を記載した表が添付されています。その表に記載されている数字を信用してよいかどうかを判断するためには、誰が、どんな資料(原始資料)をもとに作成したのか(原始資料と査察官報告書記載の数字の紐づけの問題)、特に今回は会計処理の調査なのでどのような基準にのっとって計算作成したのかが重要になります。

そもそも弁護人は、検察官に対し起訴当初から原始資料と査察官報告書記載の数字の紐づけを明らかにせよと求めていましたが、検察官は未だこれを明らかにしていません。弁護人側が査察官報告書の信用性をチェックできないことが、弁護人の不同意意見の理由です。

仮に木嶋査察官の証人尋問の際に査察官報告書を証人尋問調書に添付させる措置がとられていたとすれば、それはまさに伝聞法則の潜脱になってしまいます。

Q5 今回、差戻審で検察官から提出された立証計画にはどういうことが書かれていたの

でしょうか？

A5 検察官が提出したのは、脱税金額を特定するための立証計画のみです。

検察官は本件の争点を大きく2つに分けています。一つは、脱税金額はいくらか。もう一つは、I建設および禰屋さんについて脱税および脱税幫助（ほうじょ）が成立するの
か、です。そして、検察は、広島高裁の破棄差戻判決は、このうち、脱税金額を特定する証拠が足りない
と認定しているだけと考えています。つまり、正犯とされたI建設および幫助犯とされた禰屋さんについて脱税・脱税幫助が成立することの立証は足りているという認識です。裏返せば、禰屋さんがどのような行為をしたのか、誰がどのように会計処理の内容を決定したのかについては補充の立証は考えていないということです。

さて、検察の立証計画は、差し戻しされる前の裁判も含めると3回変わってきていること
になります。最初は、木嶋証言による立証です。次に、江見裁判長から示唆を受けての査察官報告書による立証です。それを広島高裁に否定されたため、今度は査察官報告書によらずに立証するという方針を考えたのです。これが三回目です。検察官の立証のやり直しが何度も許されること自体大問題ですが、この三回目についても変更があります。

昨年末に検察から、売上高科目についての立証計画が出されました。その内容は、決済計算書や領収書を「証拠物」として使うというものでした。証拠物としてというのはわかりにくいですが、その物としての形状等を証拠とするということです。領収書も証拠物として証拠請求できますが、領収書の寸法や色、筆記具が何か程度しか立証できないこと
になります。しかし、検察官が立証するのはそこに記載されている内容ですから、このような立証は伝聞法則の潜脱です。また、決済計算書とは、I建設が作成し施主に対して交付するものであり、各施主に対してこれまで施主の新築工事に要した金額と施主から受け取っている金額などが記載され、したがって、最終的に請求金額はこれだけ
になります、という内容のものでした。しかも、検察官が立証に用いるのは、施主に交付されたものではなくて、I建設に残っていた控えでした。また、領収書も証拠物として用いるとのことでしたが、これも施主さんに交付したものではなくて、I建設に残っていた領収書の「耳」でした。ですから、そこに記載されている内容が真実なのかどうかそれ自体にも問題があるのです。

当然、弁護団としては、この立証計画は弁護団や広島高裁が求めている一からの立証ではないと抗議しました。そうすると、検察は、三度目の立証計画をさらに変更しました。差し戻し前の裁判から通算すると4度目の方針変更になります。

その内容は、売上高の立証のために、主としてI建設の会計ソフトから出力された仕訳日記帳を用いるというものでした。起訴以来弁護団が一貫して求めてきたのは、会計処理とその裏付けとなる原始資料との紐づけであり、原始資料の開示です。しかし、検察官の立証計画は、紐づけは必要ないというものでした。

弁護団は、このような立証方針には猛抗議を続けていますが、検察官は、同意しないのであれば、伝聞例外である特信書面（注2）として証拠請求すると言ってきました。しかし、特信書面というのは、例えば商業帳簿などがそれにあたるわけですが、これら書類が伝聞例外として信用できるのは、それが一般的には取引と同時に記載されるものであり、典型的に信用性が高いからなのです。ところが、I建設の仕訳日記帳は、会計ソフトへの入力
は年に2回くらいしか行わないものであり、しかも実際の取引から長時

間経過して入力されており、到底、類型的に信用性が高いといえるものではありません。夏休みの絵日記を、夏休みの終わる8月31日に一気に7月からの分を書いても、それは信用できないのと同じことです。

また、検察官は、I建設の会計資料に誤りがあってそれは脱税だと主張しているのに、今度はそれが信用できると証拠とするというので、実質的には矛盾していると言わざるを得ません。

なお、検察官は、2019年10月16日の打合せ期日において、各科目について原始資料の紐づけ（注3）を求める弁護団に対し、検察官は、「そんなことはしていない、それをすれば2、3年はかかる」という趣旨の発言をしました。これには怒りはもちろん、驚愕するしかありません。検察官は、本来、起訴する前に行うべき作業をしておらず、証拠を自由に検討できる検察官の立場でも2、3年かかるというのです。

（注2）「特信書面」とは？

書面の場合、その内容の真実性を吟味するために反対尋問するわけにはいきませんから、通常、伝聞証拠とされ、証拠としては使用できません。しかし、その書面の性質上、類型的に信用性が高く、かつ書面の作成者を尋問するよりも書面を利用するほうがむしろ適切なものがあります。そのような書面は、伝聞例外として証拠とすることが認められています。たとえば、戸籍謄本とか、印鑑証明書などです。インタビュー本文では、商業帳簿が例として挙げられています。

（注3）紐づけ

ここでは、関連性を明らかにすることを「紐づけ」と言っています。たとえば、総勘定元帳のこの金額は、この領収書の金額を計上したものだという指摘をするなどです。

Q6 検察官は、膨大な資料を開示したそうですが、それはどういったものなのですか。

A6 主にI建設の会計ソフトから出力された会計資料です。本来それらは、合計残高試算表、決算報告書や科目ごと取引を並べた総勘定元帳など、いろんな形式がありますが、その中の仕訳日記帳という形式で出力されたもののうち日付順というのが今回開示されたものです。

仕訳日記帳とは振替伝票をまとめたものです。これは、差し戻し前の段階でも査察官報告書にも一部の引用はありますが、今回出てきたものは、起訴された期の全部の部分になります。差し戻し前に出てきたものは、求めても全部開示されていませんでした。そして、本来、同じソフトの同じ事業年度のものであれば、内容は一致するはずなのですが、内容に差異があるようなのです。まずは、これまでのものとの差異がないかどうかから確認しなければならぬということになります。

Q7 そうすると、今度はその仕訳日記帳の通りに金銭の動きがあったのかどうかという話になるのでしょうか。つまり、領収書なり、証拠のピラミッド構造の一番下のものに行くということになるのでしょうか。

A7 いいえ。検察官としては、仕訳日記帳に書いてある仕訳の内容と銀行の取引明細の記録とが合致していれば、もう事実認定できると大雑把に考えているようです。しかし、銀行の取引明細で証明されるのは入金だけです。出金については領収書などの原票類との紐づけがないのですから、それだけで事実認定できるわけがありません。

Q 8 今回出てきたものが膨大な量ということですが、どのくらいの量なのですか。

A 8 各事業年度で量は違いますが、1期だいたい200頁から300頁くらいの仕訳日記帳になります。1頁に25行程度あるので、1期だけでも約5000項目もの仕訳です。検察官は、それらの合計金額と金銭の動きの合計が一致すれば、それで裏付けとしては十分だと考えているようです。

しかし、弁護団としては、それらひとつずつの裏付けをとらなければいけないわけです。検察官が紐づけを放棄しているわけですから、原始資料は自分で探しあてなければなりません。気の遠くなるような作業量となることは自明です。

Q 9 検察官は、もっと絞って、これが問題というものだけを立証するのが当然だと思うのですが、そういうことにはならないのですか。

A 9 3者の打ち合わせの時に、弁護団の側から無理な立証にこだわるのではなく「もっと訴因を絞ってはどうか」と言ったことはありますが、検察はこれを拒否しています。

いったん起訴してしまった以上は後に引けないということなのでしょう。

Q 10 裁判所として、出された立証計画がずさんで、なかなか公判が開かれないことに対して何とかしなければならぬという姿勢を示してはいないのでしょうか。

A 10 裁判所としても、事件がなかなか進まないことは問題だと考えているはずですが。現在は、裁判所は検察官が1年もかかってとりあえず立証計画を出してきましたので、弁護側にも十分に検討する機会を与えましょうという態度です。形式的には中立的な態度と言えます。

しかし、決して楽観視はできません。そもそも、検察官は自らの立証計画に必要な証拠を開示してきただけであり、しかも、先ほど言った証拠のピラミッド構造の最下層の部分との紐づけを明らかにしていません。つまり、弁護側は、限られた資料を手探りで検討することしかできないわけです。裁判所のあるべき姿は、検察官の側に証拠が偏在していることなど本件の問題点を踏まえて、立証責任を負っている検察が原始資料との紐づけを明らかにせよ、検察がそれを出来ないのであれば無罪判決を出せばよいのです。本来の裁判所の責務という点からすると、疑問を感じざるを得ません。

Q 11 裁判は、今後どうなりますか。

A 11 いつ公判が開かれるかという点では見通しが立ちません。

しかし、今回の裁判は、公判が開かれれば、検察官側の書証を取り調べてすぐに結審してしまう危険性が高いと思います。むしろ、公判が開かれる前の打合せ段階において、粘り強く検察官の立証計画の問題点を指摘して、裁判所に検察は立証ができないと思わせることこそ、時間はかかるものの無罪への近道だと考えています。

Q 12 弁護団が開示を求めていた証拠の一覧表は開示されたのですか。またそれによって、証拠の分析は早まりますか。

A 12 検察官から開示されたのは押収物一覧表でした。押収物一覧表は目録の標目と内容とが必ずしも一致しません。したがって、具体的な内容については、実際に証拠を謄写し

てみないと分からないものがほとんどです。しかし、これが全く役に立たないと言うことではなく、以前よりも開示を求める証拠を絞ることができるようになりました。その意味では証拠の分析は早まりますが、劇的に変わるものではなく、地道な作業が依然として必要です。

Q 1 3 禰屋さんに脱税ほう助が成立するという検察の主張ですが、検察はそれをどうやって立証しようとしているのでしょうか。

A 1 3 先ほど述べたとおり、検察は主に I 建設の社長の妻の供述と禰屋さんの筆跡のある伝票などの資料で十分だと考えており、それ以上の立証の補充は考えていないようです。

I 建設社長や妻の差戻し前の法廷での供述は、極めてあいまいです。そもそも社長は直接禰屋さんに脱税の相談などしていません。社長と妻との会話の内容も脱税というレベルの話なのか、それとも適法な節税のレベルの話なのかすらわかりません。また、妻は、検察官が何度も誘導したうえで、「なんとかならないかな」というのが「税金」の話であったと供述しているにすぎません。ですから、検察の訴訟戦略は、もう法廷で証言してもらうことは考えていない、ボロが出ないように、今ある証拠で裁判所に、脱税を認定してほしいと考えているのです。

ここで、みなさんに考えていただきたいのは、何の報酬もなく、また血縁関係にもない人が、あいまいな「脱税相談」をされたからといって多額の脱税に積極的に関与するかということです。禰屋さんは、仮に脱税に気付けば、「それは犯罪ですよ」と説得をする立場の人です。禰屋さんが I 建設をはじめ民商会員をサポートするのはそれぞれ営業を行う会員が期限に間に合わず決算申告が遅れたり無申告になったりしないようにするためです。そんな禰屋さんが脱税に加担するわけがないのです。

Q 1 4 裁判所に対して、倉敷民商の活動なども理解してもらうこと、禰屋さんが民商事務局員としてどういうことを行っているのかを知らせることが大切です。

A 1 4 その通りです。今回の事件は、税理士法違反や法人税法違反を犯したとして、民商という団体は悪い団体だという印象付けをしようとしており、弾圧事件です。

税理士法違反についても、禰屋さんが関与したことによって不正確な申告がされているわけではありません。自分で申告することが困難な人たち、あるいは会社に、こうやってきちんと申告しましょうとすすめる運動、つまり、民商の自主記帳、自主計算、自主申告には、刑罰を科せられる違法性はないということを裁判で主張しています。

小原さん、須増さんの裁判は有罪判決が確定してしまいましたが、第 1 審判決の量刑理由の中で「小原さん、須増さんは中小企業の方を助ける活動の一環として行為に及んだ」と認定されていますし、しかも、作成された申告書に間違いはなかったということも認定されています。禰屋さんの事件についても、I 建設の申告には結果的には誤りはあったかもしれませんが、脱税を徴憑する「たまり」もなく悪質性はまったくありません。他の税理士法違反とされているものについても申告に誤りはありません。このような事案を刑事事件にすること自体が誤りなのです。

Q 1 5 今後の裁判の進行はどうなりますか。公判はいつ頃開かれるのでしょうか。

A 1 5 先ほど述べたとおり、急いで公判を求めていくと、かえって裁判所が検察の立証を

受け入れる状況が生まれかねません。検察の立証計画について、ひとつずつその問題点を明らかにしていくことで、安易に公判に持ち込ませないという戦い方をとるべきだと考えています。

Q 1 6 税理士法違反について、税理士でない者が他人の求めに応じて、税務書類を作成したということが犯罪行為とされているわけですが、弁護団としては、今後どのような論点、争点が重要だと考えているのでしょうか。

A 1 6 具体的な法律論はともかくとして、ポイントは、実害のない行為を処罰する必要性があるのかということです。禰屋さんは、脱税をして国家に不利益をかけてもかまわないと考えていたわけでも、本人から不当に利益を搾取しようという目的があったわけでもありません。会員さんのお手伝いをしたいという気持ちから、会員さんをサポートしたということが重要なのです。

Q 1 7 確定申告のためのコンピューター・ソフトがあり、会員から提供された会計資料をもとに入力作業をして、自動的に出来上がった申告書類を会員に間違いがないか確認して申告を手伝うという行為を問題とするというのが税理士法の規定だというのなら、その税理士法の規定自体が憲法 1 3 条に反する規定であり、違憲無効の規定ではないでしょうか。

A 1 7 弁護団は非税理士の広範な行為を処罰する税理士法の規定が憲法に違反するという主張もしています。

ただ、裁判所は、国会の定めた法律が違憲だという判断には極めて消極的です。ですから、本件に税理士法を適用するのはおかしいという税理士法の解釈に関する主張もしなければならぬのです。

税理士法の規定は極めて曖昧であり、処罰の必要のない行為も対象としています。

それだけでなく、納税者から搾取して私利を貪るような行為を取り締まれば必要十分なのに、それ以外も対象としうる規定にしているから、本件のような弾圧目的に転用されることも重大な欠陥といえます。

税理士法の憲法違反や税理士法のあるべき解釈についての両建ての主張をしますが、重要なのは、裁判所に、税理士法のこの処罰規定について多くの国民が疑問をもっていることを気付かせることです。そのためには、多くの方にご協力をいただき、裁判の傍聴やご署名をいただくことが重要になります。

つい先日、滋賀湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さんが事件発生から 1 6 年 1 0 カ月を経て再審無罪となりました。無罪判決を言い渡した大西直樹裁判長は「再審決定後、1 5 年後に初めて開示された重要な証拠があります。取調べや客観証拠の検討、証拠開示、これらが一つでも適切におこなわれていれば、このようなことは起こりませんでした」と述べ、「(今回の裁判が) よりよい刑事司法を実現する原動力となる可能性があります」と問題提起しました。こうして西山美香さんが雪冤を晴らしたのは、彼女自身の不屈の闘いと共に、それを支える支援者の皆さんの力があったからです。

なにとぞ、禰屋さんに対しても、これまでと変わらぬご支援のほど、よろしく願い申し上げます。